

愛知・名古屋2026 大会当該年度におけるデジタルサイネージ集中PR業務に関する質問への回答

質問票への回答（公開日：2026年4月1日）

No.	対象資料名	該当箇所	質問	回答
1	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>2 デジタルサイネージ広告枠の確保、 掲出>(1) 交通機関等>①アジア100日前 (6/11(木))を含む時期	現状で完売となっている広告枠の取り扱いについて、代替案を提案する必要があるか。	仕様書に記載のとおり「落選等により媒体を確保できなかった場合は受託者が同等の広報を見込める時期・媒体を提案」いただきますようお願いいたします。
2	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>2 デジタルサイネージ広告枠の確保、 掲出	提案後完売となった広告枠については、速やかに代替媒体を提案する形で問題ないか。	問題ありません。
3	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>2 デジタルサイネージ広告枠の確保、 掲出>(1) 交通機関等>①アジア100日前 (6/11(木))を含む時期	一部媒体の販売概要について、仕様書内の記載内容と実際の販売内容について齟齬があるが、実際の販売内容に合わせた掲出で問題ないか。	「Osaka Metroビジョン」の正式名称は「質問票への回答（公開日：2026年3月27日）No.3」で回答済みです。 仕様書に記載の媒体名称が古い等で実態に沿っていない場合は、提案書の中で正しい名称やサイネージ数を記載してください。
4	募集要項	2 応募資格>(9) 業務実績	審査基準の「総括責任者・業務担当者の履歴・実績」は、応募資格である「令和3年度以降に国又は地方公共団体から、広告及びデザインに係る業務を受託し、履行した実績があること。」に該当しているものでないといけないのか。	・応募資格は「(様式2)>3 法人等の業務実績」の記載内容及び添付資料に基づいて判断します。 ・審査基準の「総括責任者・業務担当者の履歴・実績」は「別紙2>2 企画提案書② 各業務に関わる担当者を記載した実施体制、各者の実績、法人等の業務実績（ノウハウ、過去の類似案件実績をどのように本業務に活用していくか記載すること）」に基づいて判断します。よって 総括責任者・業務担当者についても過去の類似案件実績の有無を評価 しません。
5	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>1 動画の作成・入稿	・アジアとパラの合同素材が可能か？ ・開会式素材に関しては、TVCMとの連動が認知形成において有効とも考えられるか 流用は可能か？ その場合、縦型ビジョンにおいて、横型CMの上下に帯を引き、大会情報の記載などは問題ないか？	・アンブッシュマーケティングに関する「説明会における質疑応答No.10」で回答のとおり、アジア競技大会とアジアパラ競技大会は異なるパートナーが付く別物のイベントですので、 同一画面にアジア競技大会とアジアパラ競技大会の情報が映らない ようにしてください。 ・テレビCM事業との連動の考え方は「説明会における質疑応答No.16」のとおりで、企画提案においては テレビCM事業と連動しない前提 で制作費を計上してください。 ・縦型ビジョンにおいて、横型CMの上下に帯を引き、大会情報を記載する提案は可能ですが、採用するかは契約後の協議によります。
6	(別紙1) 仕様書	第2 目的	・実施時期として、100日前を設定した意図はあるか？ ・100日前だからこそ、ここまで発信してこなかった、追加で出せる情報はありますか？	・「仕様書別紙1 重点広報時期」に時期毎のマイルストーンを示していますのでご確認ください。 ・両大会それぞれの100日前に先立つ時期に、発表事項を準備する見込みです。
7	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>1 動画の作成・入稿>(1) 基本デザインの作成	・動画の内容はテロップ、過去大会の写真または映像、QRコード、愛知・名古屋2026大会の知的財産であるコアグラフィックスやエンブレム、マスコットキャラクター、競技ピクトグラムなどの想定以外の内容は含めて問題ないか？ また、全て使用しないことも問題ないか？	・仕様書に記載した想定内容以外の内容を含めても構いません。 ・全て使用しない場合でも、大規模スポーツ大会が愛知県や沿線で開催されることが伝わる内容としてください。

質問票への回答（公開日：2026年4月1日）

No.	対象資料名	該当箇所	質問	回答
8	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>1動画の作成・入稿>(1)基本デザインの作成	過去大会の写真または映像については、特定のシーン指定のご相談は可能か？また過去大会の写真または映像については、特定選手などの使用にあたり、許可どりは不要か？ 愛知県、名古屋市が保有する歴史、観光、地域などの資料映像の提供は可能か？	<ul style="list-style-type: none"> ・過去大会の写真・映像の考え方は「説明会における質疑応答No.5」のとおりで、企画提案においては委託者からの写真・映像の提供がない前提でスポーツに関するメディア等が販売する過去大会の写真・映像費の経費を計上してください。 ・特定のシーンの映像の有無をOCA・APCに問い合わせることは可能ですが、必ずしも入手できるとは限りません。 ・特定選手などの使用にあたっての許可どりは、受託者にて購入する写真素材の販売元の指示に従ってください。 ・歴史、観光、地域などの資料映像についても委託者からの写真・映像の提供がない前提で提案してください。本業務を委託で実施する目的を鑑み、「仕様書>第7その他>6」のとおり「本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担する」前提で業務を提案してください。
9	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>1動画の作成・入稿>(1)基本デザインの作成	大会スローガン「IMAGINE ONE ASIA」をCM内での使用は可能か？ その際、大会スローガンに繋がるポディーコピー、ナレーションなどの開発は可能か？またマスコットキャラクターのCGやグラフィックデータに基づくモーション追加、CMトナナに合わせたイラスト化など変更は可能か？ また、着ぐるみの撮影など撮影に伴う稼働は可能か？	<ul style="list-style-type: none"> ・「(様式5) 守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書」を提出いただいた場合、第20回アジア競技大会スローガン「IMAGINE ONE ASIA」及び第5回アジアパラ競技大会スローガン「IMAGINE ONE HEART」の画像データを提供することができますので、基本デザイン案の作成にご活用ください。 ・ポディーコピー、ナレーションなどの開発は可能ですが、委託者との協議により実施の可否や内容の変更を判断します。 ・マスコットキャラクターには指定色があり委託者が提供する知的財産データを使用する必要があります。よって記載の3提案は全て実施いただけません (CG、モーション追加、動画のトーン&マナーに合わせたイラスト化)。 ・着ぐるみの予約・運搬・アクターの手配等一切の業務は受託者負担になりますので、その前提でよろしければ着ぐるみの使用は可能です。
10	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>1動画の作成・入稿>(1)基本デザインの作成	アンバサダーのCMは起用は可能か？ 映像撮影が厳しい場合は、ナレーション撮影は可能か？	動画やナレーションへのアンバサダーの起用については、通常の芸能人の起用と同じように、直接芸能事務所におファーし、報酬も受託者と芸能事務所とで交渉をお願いします。 委託者を通した起用交渉は不可で、委託者に適用される特別料金の設定はありません。
11	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>1動画の作成・入稿>(1)基本デザインの作成	基本デザインは、縦型ビジョンを想定し、提案タイミングでは縦のみのご提案で問題ないか？	問題ありません。
12	(別紙1) 仕様書	第4業務内容>1動画の作成・入稿>(1)基本デザインの作成	デザイン提案の際、Vコンの提出もしても問題ないでしょうか。	「募集要項>4提案の審査・選定等>オ注意事項>(ア)」に記載の「プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料及び機材等を使用しないこと。」に従ってください。よって Vコンテの提出は不可 です。

質問票への回答（公開日：2026年4月1日）

No.	対象資料名	該当箇所	質問	回答
13	(別紙1) 仕様書	第4 業務内容 > 1 動画の作成・入稿	シネマアド用の動画広告には音楽やナレーションが必要と認識しているが間違いないか。また、その際に、選曲について指定や方向性の要望はあるか。（別途「テレビCM放送業務委託事業」では選曲を重視している旨の説明があったので）	・動画に音楽やナレーションを付けていただくことは可能です。BGMからアーティストによる作品まで、自由な提案をお待ちしています。
14	(別紙1) 仕様書	第4 業務内容 > 2 デジタルサイネージ広告枠の確保、 掲出 > (2) アミューズメント施設	対象となるアミューズメント施設は愛知県内のみか、それとも競技開催都市まで含むのか。	・競技開催都市まで含むことが可能です。 ・アミューズメント施設として商業施設を検討する場合は「説明会における質疑応答No.15」を留意してください。